

会 議 録

件 名	令和 6 年度綾川町特別職報酬等審議会
日 時	令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金） 9：25～10：05
場 所	綾川町役場 2 階 第 2 会議室
出席者	◎綾川町特別職報酬等審議会委員（7 名） 碓石眞己委員 野中邦夫委員 川田喜義委員 射場 洋委員 三好清子委員 増田美保委員 川西章弘委員 ◎町事務局（3 名） 総務課長 宮前昭男 総務課長補佐 田辺由花 総務課副主幹 兼平真人
欠席者	◎なし
【概要】 1. 委嘱状交付 2. 町長あいさつ 3. 会長選任 4. 議事 （1）職務代理者の選任 （2）諮問 （3）町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について ・資料説明 ・質疑応答 ・答申内容決定 【内容】 1. 委嘱状交付 2. 町長あいさつ 3. 会長選任 事務局からの推薦により碓石眞己委員に決定 4. 議事 （1）職務代理者指名	

碓石会長の指名により野中邦夫委員に決定

(2) 諮問（諮問書別添）

事務局にて読み上げ、委員へ写しを配布

(3) 町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について

(資料説明)

以下の資料に基づき事務局より説明

- ・資料－1 香川県内市町の比較
- ・資料－2 人事院勧告について
- ・資料－3 綾川町職員の給与等について

(質疑応答)

(委 員)

特別職の報酬を改定するときに、今回の期末手当のところだけが議論になってると思うんですけど、いわゆる月額報酬っていうか、給与月額のところは、これは審議の対象じゃないんですよね。

(事務局)

給与及び報酬の見直しについても審議会で審議いただく内容ではありますが、提案があれば改めて審議いただく方向で、今回は手当についての改定についてのご審議をいただきたいと思います。

(委 員)

改定案で、資料の1の1ページ及び2ページ見ていくと、今回事務局の案としては12月の期末手当ですよね。そこのところの1.4を1.45にしている支給率ですよね。

ここを改定するっていう話なんですけど、それ以外に、基本額加算というのが45%ってありますが、この部分はいじらずに、係数だけをいじるっていう理由はどうかを知りたいのと、もう1つは、この支給率と、この基本額加算のバランスを見たときに、例えば町長副町長、教育長なんかは、いわゆる香川県内で赤字になってる市のところっていうのは基本額加算が例えば、20%、25%ぐらいが多くて、係数が1.7とか1.75とかが多いですね。

3ページ目以降の、例えば議長とか副議長とか議員のところは、基本額加算もは同じなんですけど、例えば町のところの議長のところを見ると、基本給加算は、町長とか副町長の特別職の基本額加算の係数に比べてかなり低くなって、そして係数は同程度っていうような、処理がされてるっていうように見えるんですけど、これは何かこう目的があってこういうふうにやってるのかっていうところを教えてください

ますか。

(事務局)

今の支給率を、基本加算及び係数を改定しているのは、どういう理由によるものか、係数が他町と比べて高い部分があるのがどういうところに原因があるかにつきましては、合併も含めまして、当初からこの率で算定をしているところでございます。他の市町におきましてこの率につきましては、改定がなされていないというのが現状でございます。

そのような経緯において、この率についての見直しが必要なのかどうかという部分については、確認をしなければならないところでありますので、次回までに確認をさせていただけたらと思います。

今回、加算の係数につきましては改定対象となっていないということをご理解いただきたい。

(委 員)

わかりました。今回の審議の対象をどこにするのかっていうところを確認したかったので、基本的に期末手当をいじるっていうところですけど、その月数と、基本額加算っていうのはその2つ係数を掛けて、最終的に金額決まるんですけど、この月数について議論をするということでしょうか。

(事務局)

今回の審議内容といたしましては、期末手当の月数のみ審議をお願いしたいということです。

(委 員)

わかりました。

(委 員)

改定後の参考例は綾川町のものが載っているんですけども、改定の動きとしては、どうなんでしょうか。今載っている改定後の表は、綾川町だけ引き上げた額を載せているが、他の市町は改善されるかどうか今の段階でわからないのか。

(事務局)

綾川町のみ、今回提案の率に変えて作っています。

(委 員)

それだと他の市町が、いくら改定するかが分からない。基本的には勧告通りであると思うけど、開けてみたら、格差がさらに広がっているということがあるんじゃないか。少なくとも類似町の三木町の動きなんかは把握しているほうがいいんじゃないですか。その辺は、町レベル、事務局レベルで照会等動きがあったほうがいいと思います。でないと、現行の数字と上げた数字だけで比較してもちょっとわからない。

(事務局)

近隣の町も確認して、それを反映した表を作るようにします。

(委 員)

正確にはまた議会前だから、分からないとは思いますがどうしてくれたほうがいいんじゃないかなと思います。

(委 員)

それは難しいんじゃない。さっき会長も言われてましたけど、この会議の内容についてオープンにしちゃいけないっていう話だから、どの町についても多分オープンしちゃいけないんですよ。それをヒアリングすること自体が問題になるんじゃないかなと思うので、それはもう想定の中で綾川町として動かざるをえないんじゃないかなと思うんですけど。

(委 員)

よくあるのは、町村会がまとめているところで各町の動きが把握できることはある。どういうふうな動きがあるかというのは町村会が使うところはあるんですよ。議会提案前で、議案ですから、当然そういったところで前段で一般的には外に出せないの。

(事務局)

今の委員の質問は、他の市町村の動きはどうなっているかということに関して、他の委員からございましたように、非公開の項目であって、なかなか情報が取りづらけれども、町村会等でそういう情報を調べている可能性があるのもそれを利用して、次回近隣の市町村を含めた表を提示するというので、ご理解していただけたらと思います。

(答申内容の決定)

(会 長)

これまでの事務局からの説明、委員のご意見により、町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額については、今回は審議対象とせず、期末手当の支給月数については、人事院勧告における一般職の引上げに準じ「0.05 月分の引上げ」が妥当だと考える。委員の皆様はいかがか。

(委 員)

異議なし。

(会 長)

本日の皆さまのご意見により、答申書は、町長、副町長及び教育長の給料額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額については審議対象とせず、期末手当の支給月数については「0.05 月分の引上げ」の内容にて作成する。内容は私に一任していただけるか。

(委 員)

全員承諾。

(会 長)

町長に答申後、委員の皆さまには郵送でお送りするのでご確認いただきたい。

(議事終了)